

昭和二十三年法律第二百八十二号
道路の修繕に関する法律

第一条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）に規定する道路をいい、一般国道を除く。以下同じ。）の修繕に要する費用の一部を補助することができる。

第二条 前項の補助に関し、必要な事項は、政令で定める。

第三条 國は、當分の間、地方公共團體に対し、第一條第一項の規定にかかわらず、同項に規定する指定区間外の一般国道の修繕をすることができる。

第二項の場合においては、道路管理者の権限は、政令の定めるところにより、道路管理者に代わつて国土交通大臣が行う。この場合において、道路法第百九条の規定の適用については、同条中「第二十七条」とあるのは、「道路の修繕に関する法律（昭和二十二年法律第二百八十二号）第二条第二項前段」と読み替えるものとする。

第三項の修繕に要する費用は、國の負担とする。

第四条 國は、當分の間、地方公共團體に対し、第一條第一項の規定により國がその費用について補助ができる道路の修繕で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第一條の規定（この規定による國の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により國が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

第五条 前項の國の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

第六条 前項に定めるもののほか、第一條の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関する必要な事項は、政令で定める。

第七条 國は、第一條の規定により地方公共團體に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である道路の修繕について、第一條の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

第八条 地方公共團體が、第一條の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第九条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年六月一〇日法律第一八一号）抄

この法律は、新法施行の日から施行する。

附 則（昭和三九年七月九日法律第一六三号）抄

（施行期日）
附 則（平成一一年一二月一二日法律第一六〇号）抄

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和三九年七月九日法律第一六三号）抄

（施行期日）
附 則（平成一四年二月八日法律第一号）抄

（施行期日）
附 則（平成一六年六月九日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
附 則（平成一六年六月九日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、

第二項 第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一四年二月八日法律第一号）抄

（施行期日）
附 則（平成一六年六月九日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
附 則（平成一六年六月九日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
附 則（平成一六年六月九日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、日本道路公团等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。（経過措置）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。（経過措置）

第二条 第一条から第八条まで並びに附則第六条及び第九条の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定は、当該各号に定める國の負担（当該國の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この条において同じ。）について適用し、平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十一年度以後の年度に支出される國の負担、平成二十一年度以前の年度の国

庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

イ 砂防法第四十九条の規定により読み替えて適用する同法第十四条第一項
ロ 道路法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十条第二項

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第二項
高速自動車国道法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第二十条第一項
可川去付則第二項の規定により読み替えて適用する同法第六十一条第一項

水河川流域別第二項の規定により読み替えて適用する同法別表五の項
沖縄県別措置法(平成十四年四月二日法律第百四号)附則第一条の規定により読み替えて適用する同法別表五の項
へ
大ニ易ガラシ乍律其見ニ云(平成二十二年三月三十日付)事
ニテハ、

（一）次に掲げる法律の規定（平成二十一年度以降の年度の予算に係る国）の負担（平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十一年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十一年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担を除く。）

イロ 口 共同溝の修繕は専する法律第二条第三項
、道路の修繕は専する法律第二十二条第一項
、共同溝の整備は専する特別措置法第二十二条第一項
、電気・水道・ガス等に関する特別措置法第二十二条第一項

ハ、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二条第一項

ひ平成二十二年度以前の年塵
イ 砂防法第十四条第二項

八 口
道路法第五十条第二項
高速自動車国道法第二十条第一項

二
河川法第六十条第一項
沖縄振興特別措置法別表五の項

政令（の委任）
一条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則
(平成二六年六月四日法律第五三号)
抄

条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条（道路法第四十七条の七の改正規定を除く。）及び第二条（道路整備特別措置法第二十三条第三項の改正規定を除く。）の規定並びに附則第五条及び第六条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。